

ID: 3070

担当部署: 町民環境課

処分の概要	特定既存単独処理浄化槽に対する措置命令		
法令名 根拠条項	浄化槽法 附則第11条第3項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】	<p>附則第11条第1項から第3項までの規定による。</p> <p>(特定既存単独処理浄化槽に対する措置)</p> <p>第11条 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。)であつて、第11条第2項の規定において準用する第7条第2項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの(以下「特定既存単独処理浄化槽」という。)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日